

令和5年1月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和5年1月26日（木）

開会 午前9時30分 閉会 午前10時46分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 飯盛委員

4 会議出席職員

池田教育部長 秀島学校教育担当部長 高塚教育総務課長 空閑生涯学習課長 吉岡文化課長 西教育総務課副課長 於保保育幼稚園課副課長 土井教育総務課庶務係長

5 傍聴者

0名

6 教育長の報告事項

- ・今回の大寒波でいまだに低温が続いている状況だが、昨日は臨時休校の対応を取った。心配していた雪はそれほどなかったが、凍結をしていたため、登下校の安全を考慮すると休校は仕方がなかったと感じている。
- ・今年から、民法の改正で18歳から成人となった。小城市では1月8日に二十歳になられる方を対象に、「二十歳の式典」という名称で成人式を行った。
- ・4日、執務始め式、経営戦略会議、行政改革推進本部会議。
- ・5日、東部教育事務所長面談。
- ・6日、佐同教幹事事務局研修会、東部教育事務所管内教育長会（オンライン）。
- ・8日、小城市二十歳の式典。
- ・10日、第3学期始業。
- ・11日、当初予算市長査定、課長副課長会議、幼児教育保育ネットワーク会議。
- ・12日、小城市文化財保護審議会。
- ・14日、部落解放同盟佐賀県連合会2023年旗びらき、第71回社会を明るくする運動作文発表会。
- ・17日、社会教育委員の会議、学校給食運営委員会（牛津小）。
- ・18日、定例小中学校長会、補正予算市長査定。
- ・19日、私立高校前期入試、第2回教育委員会佐賀県連絡協議会。
- ・20日、議員勉強会、市町教育長会連合会役員会、東部管内教育長協議会。
- ・22日、いわまつ保育園落成式。
- ・24日、宇土市教育委員会より視察。
- ・25日、寒波悪天候のため臨時休校。
- ・26日、定例教育委員会、小城市青少年育成市民会議常任理事会。
- ・以下予定、2月2日、私立高校後期一般入試。
- ・5日、第28回高田保馬博士をたたえる会。
- ・8日、県立高校特別選抜入試。

- ・ 7～8日、県立高校一般選抜入試。

【結果】

承認

7 議 事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【結果】

承認

【議案第19号】

令和5年度小城市教育の基本方針について

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により承認を受ける必要があるため。

重点目標というところだが、令和5年度の重点目標は引き続き学校、家庭、地域が一体となって教育を推進する。

また、令和4年度との変更点については、重点目標4つ目の項目。昨年は「GIGAスクール構想の実現と子どもの資質・能力の向上」としていたところを、令和5年度としては「ICT活用教育の充実」と変更している。また、重点目標の一番下の項目の土生遺跡のところだが、令和4年度は「土生遺跡史跡指定50周年に向けて」というところを、今回、令和5年度では「土生遺跡史跡指定50周年を機に」と表現を変えている。

これら7つの重点目標は来年度の教育委員会の5課全ての目標が含まれている。

【結果】

承認

【議案第20号】

小城市立中学校の部活動指導員の設置に関する要綱

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、部活動顧問教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに対応する指導体制の充実を目的とした部活動指導員を小城市立中学校に配置するため。

小城市立中学校の部活動指導員の設置に関する要綱をつけているが、こちらは佐賀県が作成しており、県内の市町もこのような内容となっている。

第2条の身分としては、地方公務員法の会計年度任用職員とすること、第3条の職務としては、現在の部活動顧問と同じような内容となっている。

また、「次に掲げる職務を行うことができる。」としているが、1番目として「練習、大会、発表、練習試合等における生徒の引率及び指導」、また、2番目として「用具・施設等の点検・管理その他の管理運営」、3番目には「会計管理」、4番目に「保護者との連絡」、5番目として「生徒指導」、6番目として「事故が発生した場合の対応」とし、このような職務を第3項に「教職員と連携し、組織的に行うもの」としている。

また、第4条の任命に関しては、教育委員会が任命をすることとしている。

第5条の服務としては、「その職務を遂行するに当たっては、配置校の学校長による指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、かつ、その注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。」となっており、第2項、第3項においても地方公務員と同じような取扱いを明記している。

また、第7条では解雇の要件等を明記しており、第8条については公務災害補償に関することを明記している。

【質問・意見】

○F委員

この部活動指導員、外部指導者については、いろいろ新聞紙上でも議論を呼んでいるところだが、いよいよこの時期かなと思っている。一番の目的は先生方の仕事の軽減ということにあるだろうが、これによってその目的を達しつつ、子どもたちの部活動が今まで以上に、今までと同じようにスムーズにいくことをぜひ期待したいと思っている。

第4条の6項「教育委員会は、前項の申請を受けたときは」、この後に「その」というのがたくさん出てくるが、具体的に「その」は何を意味しているのか教えてほしい。

それから、第7条第1項の(2)「第5条各項のいずれかに違反したとき」ということで、第5条のほうを見ると、例えば、その2の「その信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」、してはならないことに違反するというふうな、そこがどうも感覚的には分かるが、日本語としてそれでいいのかという気がするので、質問させていただく。

○教育総務課長

第4条第6項、「その内容を精査し」ということについては、学校長のほうから部活動指導員の履歴書等が教育委員会のほうに提出される。その内容等を精査し、というところで考えている。

また、第7条第1項第2号のところだが、第5条の服務規定があるので、これらに違反したとき、そぐわないときというか、そのような表現で、こちらはそのようになっている。

○教育長

この様式は何か参考にしてあるのか。

○教育総務課長

佐賀県のとらえ方を参考に、それを精査したところで本市もこのような要綱をつくっている。なので、佐賀県内市町、ほとんどがこの内容で行っているかと思う。

○学校教育担当部長

その内容で大事なものは、きちんと専門的な知識をしっかりと有していることとか、あと学校教育に対しての理解があるかというところをしっかりと精査する必要があると思う。一方的に勝利至上主義でどんどんやりっ放しとか、そういうふうな指導者じゃ駄目なので、しっかりと技術指導ができること、また、学校教育に対してしっかりと理解を持って学校と連携しながらやっていくような人、そういうところを精査する必要があると思っているところ。

○F委員

今、「その内容を精査し」の「その」について説明をしていただいたと思うが、第5条のほうにも「その」というのが6箇所ある。「その」というのは、具体的にここの部分というふうなのが、前に出たどこかの部分を指すというのがあると思っているが、6箇所の「その」がどれを指しているのかという質問。

それと、先ほど説明いただいた「いずれかに違反したとき」ということだが、例えば、第5条の2を見ると、「不名誉となるような行為をしてはならない。」ことに違反するというのはおかしいのかなと、日本語的にどうか。言っていることはよく分かる。不名誉な行為をすることに違反するという言い方をするわけだが、不名誉になるような行為をしてはならない、してはいけないことに違反するという国語的な表現がちょっとよく分からなくて、いいのかなと思って質問したところ。

○教育総務副課長

ご指摘について、県の要綱を参考にさせていただいているので、その内容を確認しながら、修正が必要であれば修正をさせていただきたい。

○F委員

様式の小城市立中学校部活動指導員履歴書のほうで中ほどに教員免許、有効期限というのがあるが、今有効期限というのがあるのかどうかを教えていただきたい。

それから、様式第3号と第5号だが、「小城市教育員会教育長」ということで、「委員」の「委」が2箇所抜けていると思う。

○学校教育担当部長

免許更新制度がなくなったので、有効期限はなくなったと認識している。

【結果】

取下げ

第2 報告事項

【報告第36号】

小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付学生募集要項及び小城市給付型育英資金奨学生募集要項について

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、令和5年度の小城市育英資金・小城市小柳育英資金の育英学生及び給付型育英資金奨学生募集に係る要項を定めたので、報告するもの。

小城市育英資金と小城市小柳育英資金の資格要件、募集人数等、例年と変わりはない。小城市内に住所があること、小柳育英資金については小城町内に住所があること、また、募集人数については、小城市育英資金に関しては8名以内、小城市小柳育英資金は2名以内としている。

また、次の給付型の募集要項は、募集の要件としては①から④全ての要件を満たすこととしており、貸付型との違いとしては、②学業人物とも優秀と認められること、また、④小城市立中学校の卒業生であることが挙げられる。

また、給付金額としては、貸付型は高等学校で年間12万円としているところを給付型であれば年間24万円となっている。

そして、出願手続のところでは、貸付型との違いは申請者に作文を書いてもらうところ。

【結果】

了承

8 その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

- ① 放課後児童クラブL a b「チームSAGA」「第2回「SAGAでただいま！ほうかご」表彰式」後援申請。
以上後援1件の承認。

【結果】

了承

(2) 令和5年小城市二十歳の式典参加状況について

◇生涯学習課長が説明

昨年に引き続きコロナ禍での開催ではあったが、滞りなく無事に終えることができ、よかったと思っている。今後もウェブ配信による視聴を行うことで会場内へのご家族等の入場については制限していきたいと考えている。地元の議員や区長等の来賓については、今後の状況を見ながら、また判断をしていきたい。

令和5年の二十歳の式典への参加予定者総数は508人で、参加者実数は390人、76.8%の参加率だった。会場ごとに見ると、小城会場が参加率86.4%、三日月会場が62.7%、牛津会場が80.7%、芦刈会場が78%で、全体で昨年より約4%弱減少している。コロナで当日欠席という連絡も数件あった状況。小城会場だけ少し多いが、これは三日月町の本告、甘木地区等の方々が小城会場に参加しているため、小城会場のほうが高く、三日月会場が低く出ているところ。

【結果】

了承

9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日時】 2月24日(金) 午前9時30分～

【場所】 小城市役所 西館2階 2-6会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(非公開)

【承認】

第2 協議事項

【協議第9号】

就学援助(準要保護)の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第37号】

就学援助の認定について

【了承】